

旭川市産業人材確保型U I J ターン支援金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、現下の人口減少及び少子高齢化に伴う市内産業人材の減少を踏まえ、本市への移住を希望する者への支援を行うことにより、もって本市への移住促進及び産業人材の確保に資することを目的として、本市を除く上川管内の自治体（上川総合振興局管内の2市町村をいう。以下同じ。）以外の自治体から本市に住民票を異動（以下「転入」という。）し、就業等を行う者が一定の要件を満たす場合に、予算の範囲内において旭川市産業人材確保型U I J ターン支援金（以下「支援金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定める。

(交付対象者)

第2条 支援金の交付対象者は、第1号に掲げる要件を満たす者であつて、転入後の就業形態に応じ、第2号から第5号までのいずれかの要件を満たす者とする。

(1) 移住等に関する要件

- ア 転入前における住民票に記載されている住所が上川管内の自治体以外の自治体にあること。
- イ 令和6年1月1日以降に本市に転入していること。
- ウ 支援金の申請時において、本市の住民票に記載されている住民となった年月日（以下「転入日」という。）から3か月を経過しており、かつ、1年を経過していないこと。
- エ 支援金の申請日から5年以上継続して旭川市に居住する意思を有していること。
- オ 暴力団等の反社会勢力又は反社会勢力と関係を有するものでないこと（2名以上の世帯にあつては、世帯構成員も同様とする。）
- カ 日本人である、又は外国人であつて、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- キ 支援金の申請者（以下「申請者」という。）又は申請者と同一世帯に属する者が、旭川市移住支援金交付要綱で定める移住支援金の交付を受けていないこと。
- ク 別に定める本市への移住等に係る調査に回答した者であること。
- ケ 第7条の規定による調査に応じ、これに協力する者であること。

(2) 就業タイプに関する要件

転入先において新たに就業する者については、次の要件の全てに該当すること。ただし、旭川空港において保安検査業務又は地上支援業務に従事する者にあつては、ア(ア)及びカの規定は適用しない。

- ア 就業先となる法人が次に掲げる要件の全てに該当すること。
 - (ア) 市内に事業所を有すること。

- (イ) 官公庁等（独立行政法人及び国立大学法人を含む。）及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する営業を行う者に該当しない者であること。
 - (ウ) 雇用保険の適用事業主であること。
 - イ 申請者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人への就業ではないこと。
 - ウ 就業先となる法人に5年以上継続して勤務する意思を有していること。
 - エ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
 - オ 令和6年1月1日以降に、就業先となる法人に週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し（当該法人において役員として従事する場合を除く。）、支援金の申請日時点において、継続して3か月以上を経過していること。
 - カ 勤務地が旭川市内であること。
- (3) 起業タイプ（一般）に関する要件
- 旭川市内で起業する者（次号に掲げる者を除く。）については、次の要件の全てに該当していること。
- ア 令和6年1月1日以降に個人事業を開業し、又は法人を設立し、その代表者となる者であること。
 - イ 個人事業の開業の届出又は法人の登記を旭川市内で行う者であること。
 - ウ 支援金の申請時において、旭川市内で起業してから3か月以上経過していること。
 - エ 業種が風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する営業に該当していないこと。
- (4) 起業タイプ（就農）に関する要件
- 旭川市内で就農を予定している者については、旭川市就農計画の認定を受けた者であって、令和6年1月1日以降に農業研修を受講する者であること。
- (5) 拠点開設タイプに関する要件
- 本社所在地が旭川市外にある法人が、旭川市内において事業所等を開設することに伴い、その法人に所属する従業員が転入する場合については、次の要件の全てに該当していること。
- ア 所属先の法人が次に掲げる要件の全てに該当すること。
 - (ア) 旭川市税条例（昭和43年旭川市条例第20号）第27条第8項の規定に基づき提出した法人等の新設・異動申告書（以下「法人等の新設・異動申告書」という。）に記載している新設年月日又は異動年月日から3年を経過していない者。
 - (イ) 次に掲げるいずれかに該当すること。
 - a 旭川市工業等振興促進条例（平成20年旭川市条例第55号）第2条第1号から第4号までに掲げる工場、事業所、試験研究施設又は特定業務施設を開設した者

b IT・デザイン関連企業進出支援補助金交付要綱第2条第1号に定める事業を行う施設を開設した者（aに掲げるものを除く。）

イ 所属先の法人に週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること（当該法人において役員として従事する場合を除く。）。

ウ 勤務地が旭川市内であること。

（支援金の額）

第3条 支援金の額は、申請者が単身の場合にあつては4万円、2人以上の世帯の場合にあつては10万円とし、同一申請者1回限りの申請とする。

2 2人以上の世帯の場合により支援金を申請する場合において、同一世帯に属する構成員がそれぞれ前条の要件を満たす場合であっても、一の世帯として支援金を交付する。

（予備登録届）

第4条 第2条に定める交付対象者の要件を満たすことが見込まれる者が、当該要件を満たすこととなった場合に支援金の交付申請を予定する場合には、原則として旭川市に転入してから1か月以内に、予備登録届出書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

（交付申請）

第5条 申請者は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

区分	書類
全ての申請者（共通）	<ul style="list-style-type: none">・ 交付申請書（様式第2号）・ 誓約書兼同意書（様式第3号）・ 旭川市における住民票の写し（転入日から3か月経過した日以後に取得したものに限り。申請者以外の世帯構成員がある場合は、当該世帯構成員分も含む。）・ 転入元の自治体における住民票除票の写し・ 顔写真付き身分証明書の写し・ 外国人の場合にあつては、第2条第1号カに定める在留資格を有することが分かる書類の写し
第2条第2号の要件（就業タイプ）に該当する申請者	<ul style="list-style-type: none">・ 就業証明書（様式第4号）・ 登記事項証明書の写し（申請者が当該法人の役員である場合に限る。）
第2条第3号の要件（起業タイプ（一般））に該当	<ul style="list-style-type: none">・ 個人事業の開業届の写し（個人事業の場合）・ 登記事項証明書の写し（会社設立の場合）

する申請者	
第2条第4号の要件（起業タイプ（就農））に該当する申請者	・旭川市就農計画の認定及び農業研修の決定通知書の写し
第2条第5号の要件（拠点開設タイプ）に該当する申請者	・法人等の新設・異動申告書の写し ・就業証明書（様式第5号） ・登記事項証明書の写し（申請者が当該法人の役員である場合に限る。）

2 市長は、申請者から前項の書類の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、その結果について旭川市産業人材確保型U I J ターン支援金交付決定通知書（様式第6号）又は旭川市産業人材確保型U I J ターン支援金不交付決定通知書（様式第7号）により、当該申請者に対して通知する。

（支援金の請求）

第6条 前条第2項の規定により、支援金の交付決定通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）が支援金の請求を行うときは、旭川市産業人材確保型U I J ターン支援金請求書（様式第8号）に、支援金の振込先となる口座情報を確認できる書類（預金通帳、キャッシュカード等の金融機関、支店名、口座番号、名義人が確認できるもの。）を添えて市長に提出しなければならない。

（調査及び報告）

第7条 市長は、支援金の交付対象者及び返還対象者の審査のほか、この要綱に定める手続が適切に実施されていることを確認するために必要と認めるときは、申請者若しくは交付決定者若しくはこれらの勤務先に対して調査し、若しくは報告を求め、又は関係機関への照会を行うことができる。

（支援金の返還）

第8条 市長は、支援金の交付を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当するときは、支援金の全額又は半額の返還を当該支援金の交付を受けた者に対して請求するものとする。ただし、就業先企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があると認められる場合はこの限りでない。

(1) 全額の返還

- ア 虚偽の申請により支援金の交付を受けた場合
- イ 前条の調査を忌避し、若しくは妨げ、又は報告の求めに応じないことにより支援金の返還対象者の審査に協力しない場合
- ウ 支援金の申請日から3年未満に市外に転出した場合

(2) 半額の返還

支援金の申請日から3年以上5年以内に市外に転出した場合

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。